



2026年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション  
代 表 者 名 取締役社長 兼 グループ代表・CEO  
神 野 吾 郎  
(コード番号2734 東証プライム市場、名証プレミアム市場)  
問 合 せ 先 総務部総務・IR グループマネージャー  
市 川 伸 一  
(TEL. 0532-51-1182)

### 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年3月2日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 5,157,100 株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	三井住友信託銀行株式会社	1,168,000 株
	株式会社三菱UFJ銀行	1,037,200 株
	三井住友海上火災保険株式会社	897,300 株
	株式会社静岡銀行	872,400 株
	株式会社三井住友銀行	565,900 株
	共栄火災海上保険株式会社	249,700 株
	株式会社みずほ銀行	217,600 株
	損害保険ジャパン株式会社	149,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年3月11日(水)から2026年3月16日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼グループ代表・CEO 神野吾郎に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 773,500株  
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から773,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼グループ代表・CEO 神野吾郎に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

## 1. 株式売出しの目的

サーラグループは、基本理念である「美しく快適な人間空間づくりを通し、地域社会から信頼される企業グループとして、豊かな社会の実現をめざします。」を具現化すべく、エネルギー供給からハウジング、インフラ整備まで、地域の暮らしと産業を総合的に支える事業を展開し、着実に成長してまいりました。2026年1月に公表した第6次中期経営計画では、『「暮らしのSALA」「ビジネスのSALA」のビジネスモデル確立』、『新たな価値創造による事業の創出』、『既存事業の収益力向上と経営改革』、『人口減少（人手不足）・賃金上昇時代における価値提供の源泉となる人材の採用・育成・定着とエンゲージメントの向上』、『DX推進による生産性向上と新たな顧客価値の創出』という5つの重点戦略を掲げるとともに、財務戦略として、さらなる成長に向け、2024年7月に公表したキャピタル・アロケーション方針を更新しました。同方針では、資本収益性の向上を目的とした株主還元強化を改めて明確にし、累進配当の実施及び機動的な自己株式の取得を掲げております。

また、資本政策の面では当社株式の流動性の向上を課題と認識し、より幅広く多様な投資家の方々にご支援いただける開かれた株主構成を実現するため、主要な政策保有株主様と協議を重ねてまいりました。その結果、今般、一部の株主様より売却の合意が得られましたので、本件売出しを実施することといたしました。

あわせて、本件売出しに伴う一時的な株式需給への影響を緩和し、1株当たりの利益（EPS）の向上及び自己資本利益率（ROE）の改善を図るため、本日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議いたしました。詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社及び当社子会社の従業員に対し、中長期的な企業価値向上への意欲をより一層高めるインセンティブとして、サーラコーポレーション従業員持株会を割当予定先とする譲渡制限付株式としての自己株式の処分についても、本日開催の取締役会において決議しております。詳細については、本日公表の「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から773,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、773,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年4月10日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年4月10日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケート

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

カバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行並びに当社の株主である神野吾郎、ヤマサちくわ株式会社及び明治安田生命保険相互会社は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。